

# 鳴門市自転車ネットワーク計画路線見直し業務 仕様書

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

鳴門市自転車ネットワーク計画路線見直し業務

### (2) 業務目的

鳴門市では、令和3年3月に策定した「鳴門市自転車活用推進計画」に基づき、自転車の活用と受入環境の整備を進めている。

本業務は、同計画の中間見直しにあたり、計画に位置付けられた自転車ネットワーク路線について、現状の実態を把握し、地域ニーズや交通環境を踏まえた新たな路線の追加や、既存路線の整備形態（専用通行空間・車道混在等）の変更提案を行うことを目的とする。

なお、本業務においては、計画の中間見直しという位置づけから、既存路線の全体的な再検討は行わず、重点的な対応を行うものとし、新たに必要とされる路線の追加を2カ所、既存路線の整備形態の変更を1カ所とする想定のもと検討を進める。

## 2. 業務内容

本業務は、国土交通省の示す「地方版自転車活用推進計画策定の手引き」および「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に準拠し、以下の作業を行う。

### (1) 既存ネットワーク路線の整備形態見直し

- ・「鳴門市自転車活用推進計画」に記載されている自転車ネットワーク路線の中から、現況を踏まえて整備形態（専用通行空間・車道混在等）の変更が適切と考えられる箇所を1カ所選定し、変更案およびその根拠を検討・整理すること。

### (2) 新規ネットワーク路線候補の検討

- ・地域の交通環境や自転車利用ニーズ、観光、周辺整備状況との整合性を踏まえ、新たな自転車ネットワーク路線を2カ所抽出し、路線案を提案すること。

### (3) 現地確認

- ・必要最低限の現地確認を行い、既存路線の整備形態見直しや、新規路線追加の根拠となる現況の把握を行う。

### (4) 成果品の作成

- ・本業務において実施した調査検討結果をとりまとめ、以下の内容を含む報告書を作成する。

- ①新規追加提案路線とその根拠（2カ所）
- ②整備形態変更提案とその根拠（1カ所）
- ③路線図（修正後）および現地写真等の資料
- ④全体を取りまとめた報告書（A4）
- ⑤上記の電子データ（CD-R等）

(5) 打ち合わせ

本業務の打ち合わせについては、業務着手時、中間報告時、成果品納入時とする。

**3. 再委託の禁止**

再委託は、原則認めない。ただし、書面により市の承認を得た場合は、この限りでない。

**4. 報告および検査**

市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況や資料提出、その他必要な事項について、報告等を求めることができる。

**5. 情報セキュリティの確保**

委託業務の履行に当たり、個人情報を含むその他機密情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

**6. その他**

- (1)業務の遂行にあたっては、市や関係機関と十分に協議を行い、市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (2) 鳴門市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月14日条例第2号）を遵守し、業務上知りえた個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (3)本業務終了後、受託者の責に帰すべき事由による不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (4)調査・検討の結果により、数量が変更となった場合は市と受託者で協議する。
- (5)仕様書に記載のない事項については、市と受託者で協議の上、決定する。